

2019

JMRC神奈川 ダートトライアルシリーズ 共通規則書

(JAFスピード行事・クローズド競技会)

公示

JMRC 神奈川ダートトライアル部会シリーズ運営委員会に参加するクラブが主催する競技会「スピード行事ダートトライアル」は、FIA モータースポーツ競技規則に準拠したJAF国内競技規則、スピード行事（ダートトライアル）競技開催規定、国内車両規則スピード車両規定に従い、本共通規則書及び各競技会特別規則書により開催されるものとする。

JMRC 神奈川ダートトライアル部会 シリーズ運営委員会

JMRC 神奈川ダートトライアル部会シリーズ運営委員会は、2018年
JMRC 神奈川ダートトライアルシリーズ戦を以下の通り制定する。

第1章 総 則

本シリーズは、JAF国内競技規則ならびに、その付則及び本共通規則とそれに従いオーガナイザー
が制定する特別規則によって開催される四輪自動車によるダートトライアル競技である。

第2章 参加車両及び部門とクラス分け

本シリーズ戦に参加が認められる車両は、2019年国内競技車両規則スピード車両規定に適合した
PN・N・SA・B車両とし、更に本共通規則に従ったナンバー付車両とする。

(ナンバー、車検の無い車両の出走は認めない。)

ただし、下記に定めるスーパー1500cc規定によるS1500クラスはPN・N・SA車両とする。
スーパー1500cc規定

JAF国内競技車両規則のスピードPN・N・SA車両規定に従った自動車登録番号標を有する
車両(ナンバー付車両)とする。ただし、次の規定を必ず満たすこと。

1. 排気量：1500cc以下の自然吸気(NA)エンジンとする。
2. 駆動方式：2WD
3. 年式：平成12年排出ガス規制クリア車両とする。

第1条 部 門

2019年JAF国内競技車両規則スピード車両規定を参考に神奈川ダートトライアルシリーズ
は、下記クラスを設定する。

第2条 クラス

2019年国内競技車両規則スピード車両規定及び本共通規則による次のクラスとする。

※過給装置付車両は、公称気筒容積を1.7倍したものとす。

クラス1 2WDの車両及び3000cc未満の4WD車両

クラス2 3000cc以上の4WD

※上記のクラスは、ロールバーの装着を義務づける。

チャレンジクラス 旧B1・B2を統合

(PN、ビギナー、2WDレディース、AT、S1500、4WD 混走)

※タイムハンデ制にします。

『エゴ、インプのエントリーが有る時にコース設定を配慮し当日、審査委員会が決定発表します。』

RD 後輪駆動の車両

※上記のクラスは、ロールバーの装着を強く推奨する。

第3条 特殊エンジン及び過給装置付エンジン

- 1) 特殊エンジンはロータリーエンジンのみ認める。
- 2) 過給装置付エンジンは、公称気筒容積を1.7倍したものを気筒容積とする。

第4条 参加車両と競技運転者は次の事項を満足していること

- 1) 競技中は、スパイクタイヤの使用は認めない。
- 2) ナンバー、車検の無い車両の出走は認めない。
- 3) 安全ベルト（全車両4点式以上）及びヘルメットは必ず着用すること。
- 4) グローブの着用を義務づける。
- 5) J A F国内競技車両規則に準じた6点式以上のロールバーを（クラス1、2）装着を義務づける。ただし他のクラスは、ロールバーの装着を強く推奨する。
- 6) 上記の事項及びその他の安全事項は、J A Fの定める安全規定を満足していること。
- 7) 2017年度よりウェット用ラバータイヤの使用を認める。

第3章 参加者及び競技運転者

第1条

公安委員会発給の普通運転免許証以上及び本年度有効なJAF発給の競技運転者許可証国内B級以上を所持する者で、これを満足していれば参加者は競技運転者を兼ねることが出来る。

第2条

競技運転者は、1グループ1クラスのみ参加とする。

第3条

20歳未満の競技運転者は、参加申込みに際し親権者の承諾を必要とする。
この場合、申込書の所定の欄に署名、捺印を得ること。

第4条

競技会開催時は、オーガナイザーの競技進行に関する指示に従える能力を有する者。

第5条

競技運転者（クローズド）は、主催クラブに所属する会員か、イベント会員で有効な自動車運転免許証を所持する事。

第4章 参加台数及び参加人数

第1条 参加台数は、各競技会特別規則書に記載する。

第2条 同一車両による重複参加を認める。

第5章 参加申込みの受付、締切り及び拒否

第1条 参加受付

所定の申込書及び車両申告書等に必要事項を記入し参加料を添え各オーガナイザーの指定する申込み先に指定期日以内に郵送すること。

電話・FAXによる申込は、受け付けない。

第2条 締め切り

エントリーの締め切りに関しては、郵便（現金書留）は大会開催日（日）の4日前、水曜日の消印有効とし、また、直接申し込みの場合は大会直前の部会（基本的に木曜日夜）までとする。それ以降のエントリーに関しては当日エントリー扱いとする。

第3条 受理

参加申込み締め切り後参加申込み者に対して、参加受理の諾否を通知しない。尚、受理以後の参加料の返還は行わない。

第4条 拒否

各オーガナイザーは、理由を明示することなく参加を拒否する権限を有する。この際、参加料は手数料1,000円を差し引いて返還する。

第5条 参加料

全クラス 11,000円

●年令22歳以下または、学生は 8,000円とする。

但し、参加申込書に年令証明書または学生証明書のコピーを添付する事。

当日受付 一律13,000円

※当日エントリーの締め切りは一般受付終了の30分前までとする。

部会練習会（参加費10,000円）に参加し、練習会直後の本戦参加申込された方は練習会参加費を9,000円とする。

（ただし、練習会参加人数が定員を満たした場合に限り、尚且つ練習会当日に申込を終えること。）

第6条 保険

競技運転者は、スポーツ安全保険への加入を義務づける。

JMRC1000人aid見舞金制度への加入を義務づける。

※スポーツ安全保険の適用には、2週間以上かかるので事前に加入すること。

保険料 スポーツ安全保険 3,000円(1年間有効)

JMRC aid見舞金制度 2,000円(当日のみの有効)

第6章 車両検査

第1条 車両検査

- 1) 車両検査は、各オーガナイザーの示すタイムスケジュールに従い指定の場所で受けなければならない。この際、指定のゼッケン等貼付物は必ず貼っておくこと。
- 2) 技術委員長は、不適当と判断した個所について修正を命ずることができる。修正を命じられた車両は、再度、検査を受けなければならない。
- 3) 参加車両は、競技参加中、常に本規則第2章第4条を満足していなければならない。
- 4) 技術委員長は、車両検査の時間外であっても必要に応じて検査をすることができる。
- 5) 車両に関しての疑義の判断は、各競技会技術委員長が決定する。
- 6) ナンバー付車両での参加者は、自動車の適合性を証明しようとする場合その車両の公認証又は詳細な仕様書、カタログ等を技術委員長に提示しなければならない。

第2条 再車両検査

- 1) 競技終了後、入賞車両は再車両検査を行う。尚、検査にかかった費用は総て参加者の負担とする。又、該当車両の競技運転者もしくは参加者は必ず立会うこと。
- 2) 再車両検査を含め車両検査を拒否した場合、その競技運転者はその競技会を失格とする。

第7章 車両及び競技運転者の変更

第1条

車両及び競技運転者の変更は、正式受理以後は原則として認めないが、競技開催日3日前までに主催事務局へ電話連絡をしてお問合せすること。

第2条

当日の車両及び運転者の変更は、認めないが、同一部門同一クラス内での車両変更は参加車両に故障破損等やむを得ない事情がある場合のみ当該競技会の参加確認受付終了までに競技会審査委員会の承認のもと認める場合もある。

第8章 ゼッケン

第1条 ゼッケンは、オーガナイザーが指定したものを使用すること。

第2条 番号等に対する特別な要求は受けない。

第9章 慣熟歩行

第1条 競技会によっては、慣熟走行の場合もありえる。

第2条 状況によっては図示をもって説明することにより、慣熟歩行に代えることもある。

第10章 競技

第1条 スタート

- 1) スタート方法は、フライングスタートとする。
- 2) スタート合図は日章旗又はクラブ旗を使用するが、信号機を使用する場合もある。信号機を使用する場合、各オーガナイザーの指示に従うこと。
- 3) スタートは、係員の誘導により1台ずつスタートの合図を待つこととする。

第2条 競技

- 1) 原則として、ゼッケン順に行う。
- 2) 基本を2本とする。但し、参加台数等により主催者判断で増減することがある。
当日の出走本数に変更がある場合は公式通知で発表する。

第3条 計時

- 1) 計時は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時に開始し、最終コントロールラインを横切った時に終了する。
- 2) 計時は、少なくとも1/100秒まで計測し自動計器又は、ストップウォッチ2個以上で行い、ストップウォッチを使用した場合は、その平均を記録とする。
- 3) 競技会において使用する計時装置は、各競技会毎に公式通知にて明記する。

第4条 信号合図

日章旗又はクラブ旗及び信号機・・・・・・・・競技スタート
黄旗（真横に静止）・・・・・・・・パイロン移動
黄旗（真上に静止）・・・・・・・・パイロンダウン
黒旗・・・・・・・・ミスコース
赤旗・・・・・・・・危険あり、直ちに停止

緑旗・・・・・・・・・・・・・・コースクリアー
チェッカー旗・・・・・・・・・・・・・・競技終了

第5条 順位決定

- 1) 走行した競技回数内のベストのタイムをとり、最も短いタイムを記録した者を上位とする。
- 2) 同タイムの場合は、次の通り順位を決定する。
 - 1 セカンドタイムの良好な者。
 - 2 気筒容積の小さい順。
 - 3 各競技会審査委員会の決定による。

第11章 罰則及び失格規定

第1条 罰則規定

- 1) スタートの指示に従わない場合は、当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
- 2) スタート合図後、速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 3) 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 4) バイロンの接触移動又は転倒は、1本につき5秒を加算する。接触の判断は競技役員の判断による。
- 5) 最終のコントロールラインを車両の総てが通過するまで、バイロン接触の対象となるが、各競技特別規則書に定められている場合、この限りではない。
- 6) フィニッシュ後、減速区間が設けられている場合、減速を行わなかった者は、5秒加算する。この場合の判断は競技役員によって判断されるものとする。
- 7) 次の行為をした場合、参加者及び競技運転者は、その回の競技を無効とする。
 - I ミスコースと判断された場合。
 - II 走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合。

第2条 失格規定

次の行為をした場合、参加者及び競技運転者は、その競技会を失格とする。

- 1) 競技役員の重要な指示に従わなかった場合。
- 2) 不正行為をした場合。
- 3) コースアウト等で、当人以外の人及び物に損害を与えた場合。
- 4) 車両検査後、車両保管までの間に、技術委員の承認を得ずに競技車両を変更、改造した場合。
- 5) 競技長の承認を得ずに車両検査後、競技車両を会場外へ出した場合。
- 6) 1回目のトライアル中、走行が危険であると判断された車両は失格とし、これに関する抗議は一切受け付けない。
- 7) 2019年度JAF国内競技車両規則に違反した場合。

第12章 棄権

第1条 棄権

競技運転者が、自ら競技を中止する場合、明確に意志表示をし、競技役員の承認を得ること。

第13章 損害の補償

第1条 損害の補償

- 1) 参加者及び競技運転者は、理由の有無を問わず、参加車両及びその附属品が破損、紛失、盗難等を受けた場合、各自がその責任を負わなければならない。
- 2) 参加者及び競技運転者、並びにヘルパー、ゲストは、JAF及びオーガナイザーの各役員が、一切の損害補償に対する責任を免除されていることを、了承していなければならない。即ち、大会役員がその役務に最善を尽すことは当然であるが、もしも、役務遂行等によって起きた損害であったとしても、参加者及び競技運転者、並びにヘルパー、ゲスト、観客、大会関係者の死亡、負傷、及び車両等の損害に対しては、一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第14章 抗議

第1条 抗議

- 1) 参加者及び競技運転者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対して抗議することができる。但し、本共通規則書に規定された、出場拒否及び競技会審査委員会の決定に対しての抗議は、受け付けられない。
- 2) 抗議を行う時は、必ず書面により理由を明記し、抗議料として1件に付21,000円を添えて競技長に提出しなければならない。
- 3) 審査委員会の裁定結果は、当事者に口頭で伝えられる。
- 4) 抗議料は抗議が成立した場合及び競技会審査委員会が返還を決定した場合のみ、返還される。
- 5) 競技車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合には抗議対象者が支払わなければならない。
- 6) コース委員の判定及び計時装置に関する抗議は受け付けない。

第2条 抗議の時間

抗議の制限時間は次の通りとする。

- I 技術委員の決定・・・決定直後
 - II 競技中の過失、反則・・・競技終了後30分以内
 - III 成績の発表・・・暫定成績発表後の30分以内
- 上記以外の制限時間は、国内競技規則に準ずる。

- 7) 競技中コース内に障害が発生、もしくは抗議対象となる事象が発生した場合は、その場に停止し、最寄りのオフィシャルにドアを開けてアピールをする。コース内の件についてはゴール後の抗議は受け付けない。

第15章 競技会の延長及び中止又は短縮

第1条 競技会の延長及び中止又は短縮

- 1) 保安上、又は不可抗力により特別な事情があるときは、競技会審査委員会の決定によって、競技の延長、中止又は走行距離、競技回数を変更する場合がある。
- 2) オーガナイザーは、競技会の延期のため参加者及び競技運転者が出場できない場合、または中止の場合は参加料を返還すること。ただし、天災地変の場合はこの限りではない。

第 1 6 章 参加者及び競技運転者の遵守事項

第 1 条 参加者及び競技運転者の遵守事項

- 1) 総ての参加者及び競技運転者は、本共通規則及び各競技会規則に記載されている誓約の事項に従い、明朗かつ公正に行動し、言語を慎み、スポーツマンシップに則ったマナーを保たなければならない。
- 2) 競技中及び競技に関係している時は、薬品等によって精神状態をとりつくろったり、もちろん飲酒等はしてはならず、又は、許された場所以外で喫煙してはならない。
- 3) オーガナイザーや大会後援者、競技会審査委員会の名誉をきずつける言動をしてはならない。
- 4) フィニッシュ後、停止ラインがあれば一旦停止し、パドック内は総て 1 0 k m 以下で走行すること。さらに、特に如何なる場所においてもプレーキテストや極端な空吹かしは厳禁とする。又、慣熟走行を含み、競技中は、ヘルメット及び安全ベルトは必ず着用し、運転席の窓は、全閉、助手席の窓は、全開または全閉のこと。
- 5) 慣熟走行を含み、競技中はレーシングスーツ及びレーシングシューズを着用することが望ましいが、一般に不快感を与えない長袖、長ズボン、運動靴を着用すること。
- 6) 競技用ヘルメットは、J A F の推奨するヘルメットを使用すること。

第 1 7 章 シリーズポイント

第 1 条 年間シリーズチャンピオンを決定する為、後記のポイントを与える。

第 2 条 ポイント集計には各クラスの競合は認めない。

各クラス共通

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
ポイント	20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

第 3 条 各クラスともエントリーが 0 台で無い限り成立とする。

(但し、副賞に関しては主催者の裁量とする)

第 4 条 各競技会において失格と判定された場合、シリーズ運営委員会で審議しシリーズポイントを剥奪する事もある。

第 5 条 各競技会において共通規則に違反した場合、罰則を設ける。

第 1 8 章 表彰規定

第 1 条 尚シリーズ 3 戦以上を表彰対象とする。

第 2 条 同ポイントによる同順位があつた場合、後記の順でシリーズ順位を決定する。

- 1 上位入賞回数が多い者
- 2 出場回数が多い者
- 3 神奈川ダートトライアルシリーズ運営委員会の決定

第19章 賞典

第1条 各競技会賞典

各競技会規則書に記載する。

第2条 シリーズ賞典

- 1 シリーズ表彰は、各クラス6位までを原則とする。

第20章 附則

第1条 本共通規則の解釈及び違反

- 1) 本共通規則とそれを基にした各競技会規則及び競技に関する諸規則（公式通知を含む）の解釈に疑義が生じた場合は、審査委員会の決定を最終とする。
- 2) 本共通規則と各競技会特別規則に対する違反は、審査委員会が決定宣言するものとし、出場拒否、又は、失格とする。

第2条 本共通規則の施行及び記載されていない事項

- 1) 本共通規則は、2019年度JMRC関東ダートトライアル部会加盟クラブの主催する本シリーズ競技会に適用されるもので、参加申込と同時に有効となる。
- 2) 本共通規則に記載されていない事項については、各競技会規則及びJAF国内競技規則と国際モータースポーツ競技規則に準拠する。

第3条 オーガナイザーによる危険回避

- 1) 競技運転者の1回目の走行が、著しく危険であった場合、競技長は2回目以降の走行にあたって、棄権を要請する場合がある。

第4条 本シリーズに対する疑義と判定

- 1) 本シリーズに対して疑義が生じた場合、本ダートトライアルシリーズ運営委員会が審議、判定、宣言するものとし、これを最終とする。

JMRC神奈川ダートトライアルシリーズ日程

<http://jmrc-kanagawa-d.com/kanagawasen2018.htm>

ご意見ご要望は、公式掲示板までおねがいます。

<http://9314.teacup.com/kanad/bbs>